

子育て・教育

■ 妊娠・出産の支援

■ ようこそ赤ちゃん事業

問合せ先：子育て支援課 母子保健係 ☎72-1174

不妊治療を受けている夫婦の経済的・精神的負担の軽減を図るため、費用の一部を助成します。

【対象となる治療】

不妊治療・男性不妊治療・不育症治療

【助成金額および助成期間】

治療に要した自己負担額の1/2を、1年度あたり1回を限度に、通算5年まで助成します。※不妊・不育症は15万円、男性不妊治療は7万5千円を限度とします。

■ 出産・子育て応援ギフト

問合せ先：子育て支援課 母子保健係 ☎72-1174

安心して妊娠・出産および子育てができるよう、『伴走型相談支援』と『経済的支援』を一体として実施します。

【伴走型相談支援】

妊娠期から子育て期までの家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を通じて、必要な支援につなげます。

【経済的支援】

出産応援ギフト：妊婦1人あたり5万円交付（妊娠届出時）
子育て応援ギフト：子ども1人あたり5万円交付（新生児・乳児全戸訪問時）

■ 妊娠したとき

■ 妊婦相談（母子健康手帳の交付）

問合せ先：子育て支援課 母子保健係 ☎72-1174

妊婦中の過ごし方等の相談、妊婦一般診査票、乳児一般診査票等の配布をします。

【相談日（交付日）】

月曜日（祝日を除く）

9：00～12：00、13：00～17：00

※月曜が祝日で火曜が平日の場合、火曜の午前のみ交付。

※Web予約可

【場所】

子育て支援課 窓口

【持ち物】

妊娠届出書

■ ウェルカムベビークラス（両親学級）

問合せ先：子育て支援課 母子保健係 ☎72-1174

妊娠中のお母さんとそのパートナーの方を対象に、赤ちゃんの人形を用いて着替えやおむつ交換、沐浴等の体験ができます。パートナーの方は妊婦体験も行います。産後の生活が少しでもイメージできるようサポートします。

■ 赤ちゃんが生まれたら

■ 出生届

27ページの戸籍の届出一覧の『出生届』をご覧ください。

■ 出生連絡票

問合せ先：子育て支援課 母子保健係 ☎72-1174

出生届出の際、出生連絡票を提出してください。出生連絡票をもとに、新生児・乳児全戸訪問のご連絡をします。※出生連絡票は、母子健康手帳の交付時にお渡ししています。

■ 出産育児一時金

問合せ先：国民健康保険の方は、住民課国保年金係

34ページの国民健康保険の給付の種類の『出産育児一時金』をご覧ください。

■ 子ども医療費の助成

問合せ先：子育て支援課 母子保健係 ☎72-1174

町内に住所がある0歳から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までのお子さんの医療費の自己負担分を助成します。

お子さんが生まれたとき、転入されたときは、『子ども医療費受給者証』の交付申請をしてください。

■ ひとり親家庭医療費の助成

問合せ先：子育て支援課 児童福祉係 ☎72-1174

ひとり親家庭の親とお子さん、両親のいないお子さんの医療費の自己負担分を助成します。

【対象者】

ひとり親家庭の親と満18歳に達する日以後の最初の3月31日までのお子さん、父母のいない満18歳に達する日以後の最初の3月31日までのお子さん

※生活保護を受けている方、前年に所得税が課税されている世帯は対象となりません。

完全個別指導

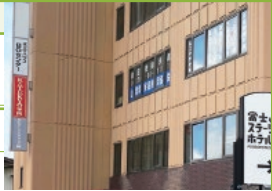
全国-D-3

プロ家庭教師のマンツーマン指導

KATEKYO山梨 山梨県家庭教師協会

マンツーマン指導にこだわり、経験豊富な教師が1対1で丁寧に指導しています。学力や性格などを把握し、一人ひとりに合わせて指導致します。

■富士吉田市松山2-7-14 オサダビル3F
■TEL:0555-24-7733
■FAX:0555-24-7744
■URL:https://katekyo-yamanashi.com/



富士
スリー
ビル

P あり

■ おむつ購入費の一部助成

問合せ先：子育て支援課 母子保健係 ☎72-1174

2歳までのお子さんを対象に、月3,000円までを助成します。

【対象児】 出生日の翌月から満2歳になる月の末日まで

【購入先】 町内の店舗に限ります。

【申請期限】 購入日から1年以内

■ 新生児聴覚検査費助成事業

問合せ先：子育て支援課 母子保健係 ☎72-1174

検査の費用の一部を助成します。聞こえの障がいを早期に発見し、お子さんのコミュニケーションの形成と心の成長を支援するための大切な検査です。

■ 新生児・乳児全戸訪問

問合せ先：子育て支援課 母子保健係 ☎72-1174

出生連絡票をもとに保健師・助産師が訪問し、身体測定や相談、アドバイスをします。

■ 育児学級

問合せ先：子育て支援課 母子保健係 ☎72-1174

生後2か月のお子さんを対象に、子ども未来創造館で体重測定や発育・発達に関する講話などを行います。また、保護者のリフレッシュを目的にハンドマッサージを実施しています。

■ 乳幼児健診

問合せ先：子育て支援課 母子保健係 ☎72-1174

お子さんの心身の発達の確認と相談に、小児科医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、視能訓練士、栄養士、心理相談員が応じます。

※お子さんの育児・健康についての心配ごと、お母さんやご家族の心身の健康について、電話での相談もお受けしています。訪問もしますので、お気軽にご相談ください。

■ 小児フッ化物塗布・保護者歯周疾患検診

問合せ先：子育て支援課 母子保健係 ☎72-1174

【対象者】 1歳6か月児、6歳児、6歳児の保護者

1歳6か月および6歳のお子さんにフッ化物塗布受診票（3回分）、6歳児の保護者に歯周疾患検診受診票（1回分）を配布します。

※治療にかかる費用は自己負担となります。

■ 小児救急電話相談

小児医療に精通した看護師がお子さんの急な病気に関する相談（発熱・下痢・嘔吐・ひきつけなど）に電話で対応します。

【問合せ】

携帯電話または短縮ダイヤルからは #8000

ダイヤル回線からは ☎055-226-3369

【利用時間】

平日 19:00から翌日7:00まで

土曜日 15:30から翌日7:00まで

休日 9:00から翌日7:00まで

■ 小児科・産婦人科オンライン相談

問合せ先：子育て支援課 母子保健係 ☎72-1174

小児科医・産婦人科医・助産師にスマホで無料相談できます。

【対象者】

小児科：0から15歳までのお子さんの保護者およびお子さん自身

産婦人科：妊娠中から産後および全年齢の女性

①夜間相談：平日18:00～22:00

②いつでも相談：毎日24時間受付

③日中助産師相談：月・水・金13:00～17:00

■ 産前産後ケアセンター（宿泊型産後ケア事業）

問合せ先：子育て支援課 母子保健係 ☎72-1174

お母さん一人ひとりの体調やニーズにそって、助産師が母乳やミルク、抱き方等の基本的な育児技術や、疲労回復のためのケアを行います。

【対象者】 育児への不安等がある原則産後4か月までのお母さんと赤ちゃん

【場所】 笛吹市石和町窪中島587-112

【料金】 3,600円（1泊2食）

※別途、昼食代（実費）がかかります。

子育て・教育

予防接種

問合せ先：健康増進課 健康増進係 ☎72-6037

成長とともに、お母さんからの免疫力は自然に失われていきます。接種対象年齢に合わせて、計画を立てて受けるようにしましょう。

※接種する前に、『予防接種と子どもの健康』をよくお読みください。

※町の指定医療機関で、事前に予約をして受けてください。

予防接種法に定められた定期的予防接種

接種		対象年齢	回数
ロタウイルス	1価	生後6週から24週まで	2回
	5価	生後6週から32週まで	3回
小児用肺炎球菌ワクチン		生後2月から5歳の誕生日の前日まで	接種時期による
B型肝炎		1歳の誕生日の前日まで	3回
ジフテリア 百日咳 破傷風 ポリオ ヒブ	5種混合 ワクチン	生後2月から7歳6月の前日まで	4回
BCG		1歳の誕生日の前日まで	1回
(MR) 麻疹 風しん	1期	1歳から2歳の誕生日の前日まで	1回
	2期	5歳から7歳未満で就学前の1年間	1回
水痘		生後12月から3歳の誕生日の前日	2回
日本脳炎	1期初回	生後6月から7歳6月の前日まで	2回
	1期追加		1回
	2期	9歳以上13歳未満	1回
ジフテリア 破傷風	2種混合 ワクチン	11歳以上13歳未満	1回
HPV (ヒトパピ ローマウイ ルス)	2価	12歳となる年度の初日から16歳の年度の末日まで	3回
	4価	12歳となる年度の初日から16歳の年度の末日まで	3回
	9価	12歳となる年度の初日から16歳の年度の末日まで	3回
		12歳となる年度の初日から15歳まで	2回

育児の支援

■ファミリー・サポート・センター

問合せ先：子育て支援課 児童福祉係 ☎72-1174

0歳から小学校6年生までのお子さんの保護者で、子育てのお手伝いをしてほしい方（おねがい会員）と、子育てのお手伝いをしてくださる方（まかせて会員）との、地域の子育てをお互いに支えあう会員組織です。

◆利用できるとき

- ・保護者が用事のあるとき
- ・お子さんが軽度の病気のとき
- ・保護者が病気のとき、など

【利用料】

お子さん1人につき1時間 800～900円

（同じ世帯で2人目以降は半額）

助成額（ひとり親等） 500円

助成額（ひとり親等以外） 300円 ※1回3時間まで

ひとり親等：ひとり親家庭

生活保護世帯

市町村民税非課税世帯

◆まかせて会員養成講座

まかせて会員になる方は受講していただきます。（保育士等の資格がある方、同等の講座を受けている方は一部免除できます）

■つどいの広場

問合せ先：子育て支援課 児童福祉係 ☎72-1174

0歳から就学前までのお子さんと保護者が集い、親子同士が交流し、子育てについて学びふれあう場です。子育てなどの相談、地域の子育て情報の提供、親子で楽しめる遊びや誕生日会などイベントなどを行っています。歯科・栄養・助産師相談等設けています。

※参加無料、事前予約は必要ありません。

【日時】

毎週月・水・金曜日（祝日、年末年始を除く）

9：00～11：30、13：00～15：00

【場所】

子ども未来創造館 プレイルーム



ホテル湖龍

地元割 あります!

朝食ビュッフェ
ウォークインOK! 1,500円!

地元割 夕食ビュッフェ
4,500円で飲み放題!

<https://hotel-koryu.jp> 0555(72)2511

蔵書1万冊!
1h550円～
お風呂とセットで
1,000円!

MANNGA CAFE
りゅうのす

■子育てなどの相談

◆育児相談

問合せ先：子育て支援課(こども家庭センター)

月～金曜日 8:30～17:15 ☎72-1174

すべての妊産婦、子育て世帯、こども(0～18歳)に対して、産前・産後のからだのこと、育児のこと、発達のことなど、何でもご相談ください。保健師、助産師、社会福祉士、栄養士が対応いたします。電話相談もできます。

◆療育相談

問合せ先：山梨県富士・東部保健福祉事務所 ☎24-9034

長期療養のお子さんの病気・生活面の悩みに、医師・心理士・保健師が対応します。

◆発達等母子保健専門相談(遺伝相談)

問合せ先：山梨県富士・東部保健福祉事務所 ☎24-9034

家族やご自分の生まれつきの病気などが遺伝と関連しているかどうかといった不安をお持ちの方はご相談ください。

◆都留児童相談所

問合せ先：都留児童相談所

月～金曜日 8:30～17:15 ☎0554-45-7838

夜間・休日 ☎0554-45-7898

18歳未満のお子さんの養護・虐待・性格などの問題に、児童福祉司・児童心理士・保健師が対応します。

■児童手当

問合せ先：子育て支援課 児童福祉係 ☎72-1174

◆手続き

お子さんの出生や、他の市町村から転入したときは、必ず子育て支援課で手続きをしてください。出生日や転入した日から15日以内に手続きをしないと、手当をもらえない月が発生する場合がありますのでご注意ください。公務員の方は勤務先での手続きとなります。

■児童扶養手当

問合せ先：子育て支援課 児童福祉係 ☎72-1174

日本国内に住所を有し、次の要件に当てはまる子ども(18歳になった日から最初の3月31日までの子ども、障がいのある子どもの場合は20歳未満)を監護している母や父、または養育者(祖父母など)に手当を支給します。

①父母が離婚

②父または母が死亡(遺族補償等を受けることができる場合を除く)

③父または母が重度の障がい(障害年金に児童の加算がある場合を除く)

④父または母が生死不明

⑤父または母が引き続き1年以上遺棄

⑥父または母が引き続き1年以上刑務所などに拘禁

⑦父または母が裁判所からDV保護命令を受けた

⑧婚姻によらないで生まれた など

◆支給金額(月額)

受給資格者および同居の親族の所得が一定額以上の場合、手当の一部または全部が支給されません。手当が支給される場合の月額は、養育するお子さんが1人の場合45,500円～10,740円で、2人以上の場合は、2人目10,750～5,380円、3人目以降は1人につき6,450～3,230円ずつを加算します。

受給開始後5年経過した方で、就労意欲のない方については、手当の1/2を支給停止する場合があります。

◆支払時期

毎年(5月、7月、9月、11月、1月、3月)月の11日(金融機関休業日の場合はその前の営業日)に、それぞれの前月分までを支給します。

◆現況届

受給資格のある方全員(支給停止者含む)に送付しますので、毎年8月中旬に提出してください。提出がない場合、8月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

◆受給手続き

手当を請求する方が、子育て支援課で手続きしてください。支給要件を確認し、必要な書類等の説明をします。手当は原則、申請日の翌月分から支給されますので、手続きは早めに済ませてください。

■保育所・認定こども園・地域型保育事業所など

問合せ先：子育て支援課 児童福祉係 ☎72-1174

保育所や認定こども園、地域型保育事業所等は保護者が就労している場合や、病気・出産・介護等で、一時的に家庭で保育することができない場合など、日々の保育の必要性のある児童を保護者に代わって保育する施設です。

◆入所の資格

保育所や認定こども園に入所するためには、子ども・子育て支援制度に基づき、保護者がいずれかの事由に該当してい

生花店

1図-D-4

当店オリジナルのバルーンフラワーアレンジが大人気!

有限会社梶原生花店

いろいろなシチュエーションに合わせた、花束や花かごを心を込めてお作りします。

■富士河口湖町船津188
■TEL:0555-72-1428 ■FAX:0555-73-1567
■営業時間/9:00～17:00 ■定休日/水曜日
■E-mail:krm.8783@kawaguchiko.ne.jp



P あり

子育て・教育

ることを証明し、町から保育の必要性の「認定」を受ける必要があります。

●保育認定を受けるための保護者の事由

- ①就労
- ②妊娠、出産
- ③保護者の疾病、負傷、障がい等
- ④同居または長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動（起業準備を含む）認定期間は90日間。延長はできません。
- ⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨家庭にて未満児を保育していること
- ※希望する施設に申込みが多い場合には、入園基準の高い方が優先されます。

◆幼児教育・保育の無償化

子育て世帯に係る経済的負担を軽減することにより、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進することを目的とし、「保育所等における給食費無償化事業」やふじかわぐちこまち子育て応援事業等「全ての世帯を対象とした保育料無償化事業」を行っています。年齢や利用する施設等により、該当になる事業が異なります。

◆入所の申込み

●教育認定の場合

施設（認定こども園等）に直接、入園の申込みを行います。

●保育認定の場合

「4月入所」および「年度途中の入所」の受付を毎年11月頃に行います。

申込みに必要な書類…①支給認定申請書兼施設利用申込書
②保育の必要性を証明する書類

ほか

◆町内保育施設一覧

69ページの公共施設一覧の「保育所など」をご覧ください。

◆おうち子育て応援事業支援

保育所等を利用せずに自宅等において児童を育児している保護者に対し、切れ目のない相談体制の提供と家庭での育児を応援し、親子の愛着形成や子どもの健やかな成長を資することを目的とし、応援金を支給します。

応援金額：月額 20,000

対象児童：満1歳の翌月から満3歳に達した最初の3月31日までにある児童

■小・中学校

問合せ先：学校教育課 学校教育係 ☎72-6052

町内には、8つの公立小学校と3つの公立中学校、1つの私立小・中学校があります。

69ページの公共施設一覧の『学校』をご覧ください。

◆小・中学校の入学手続き

町内に住所があり、翌年度小・中学生になるお子さんのいる家庭に、入学校名などを記載した「就学通知書」を毎年9～10月頃に送付します。

なお、次の場合は、学校教育課までご連絡ください。

- ①町内で住所を変更する予定の方
- ②町外へ転出を予定されている方
- ③就学通知書の氏名・生年月日などに誤りのある方
- ④就学通知書が届かない方
- ⑤国立、私立の小中学校に入学するとき
- ⑥心身に障がいのある場合や病弱なため、入学先の変更または延期をしたいとき

◆就学時健康診断

翌年度小学校へ入学するお子さんを対象に、健康診断を行います。毎年10月頃、各保護者に案内文書を送付します。

◆転校の手続き

●転出のとき

住民課で転出の手続きをし、在学期で関係書類の発行を受けてください。また学校教育課へご連絡ください。

●転入のとき

住民課で転入の手続きをし、在学期で発行された関係書類を転校する学校へ提出してください。また学校教育課へご連絡ください。

●転居のとき（町内での住所変更）

住民課で転居の手続きをしてください。学区が変わる場合は、転入のときと同じ転校の手続きをしてください。同学区内の転居の場合は転校の手続きは必要ありません。



35th Anniversary・35周年ありがとう すてきな夢を育てよう！

社会福祉法人 自学舎・認定こども園ドリームツリー

マリア国際幼稚園・ゆめの木保育園

富士河口湖町小立5699-2

TEL 0555-72-5522 FAX 0555-72-6003



●住所により指定された学校以外の学校に通学したいとき

指定された小中学校以外の町内公立の小中学校に通学したい場合は、学校教育課に「区域外就学申請書または就学校変更申請書」を提出してください。

また、町内で転居し、前の学校にそのまま通う場合にも、転居の届出を住民課にし、学校教育課で就学校変更の手続きが必要です。

町立（公立）の小中学校以外の学校に通学したい場合は、

学校教育課へご連絡ください。

◆就学援助制度

公立の小中学校に在学するお子さんのご家庭で、経済的な理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、学用品費、修学旅行費などの一部を援助する制度です。援助を希望する場合は、在学校にご相談ください。

■児童クラブ

問合せ先：子育て支援課 児童福祉係 ☎72-1174

児童クラブは各地区児童館内等にあり、学童期の健全育成を推進するため、放課後の有意義な活動ができる支援制度です。保護者が昼間家庭にいない児童（小学1年生～6年生）が、放課後に児童クラブで過ごすことができます。利用（有料）には別途児童クラブへの入会申込が必要となります。

施設名	所在地	連絡先
船津ふれあいこども館	船津3737（船津小学校内）	080-3733-1603
小立第1ふれあいこども館	小立2487-1（小立ふれあい児童館内）	080-4095-1603
小立第2ふれあいこども館	小立2446（小立小学校内）	070-1376-5431
河口ふれあいこども館	河口6-1（河口出張所内）	76-7302
大石ふれあいこども館	大石72（大石出張所内）	76-7702
勝山児童クラブ	勝山4029-5（勝山児童館内）	070-4207-9755
足和田児童クラブ	大嵐422（大嵐児童館内）	82-2022
上九一色児童クラブ	富士ヶ嶺1219-1	070-4368-3832
子ども未来創造館児童クラブ	船津1754（子ども未来創造館内）	72-6053

■家庭教育学級

問合せ先：生涯学習課 社会教育係 ☎72-6053

町内の小中学生・幼稚園児・保育園児の保護者を対象とした学習の場です。62ページの『家庭教育事業』をご覧ください。



■教育相談

児童、生徒、保護者、学校関係者等を対象に教育に関する相談を行っています。電話での相談、来所による相談、家庭や学校への訪問もします。

【受付時間】

平日 9：00～17：00

【問合せ】

教育センター（中央公民館内） ☎83-3022

e-mail：ed-center@kawaguchiko.ne.jp

